

様式3

随意契約理由書

担当課
危機管理課

契約内容	契約件名	館山市防災行政無線同報系拡声子局修繕			
	業務概要	ひかりの子学園局について、スピーカー端子箱に水が浸入し音声出力がされないため、端子箱の交換及び防水処理を行う。 滝ノ谷局について、電力増幅盤の故障に伴い、電力増幅盤の修繕を行う。			
	契約金額	金803,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年10月11日			
	契約期間	令和3年10月11日 ~ 令和3年11月30日			
	契約の相手	東京都三鷹市牟礼6丁目21番11号 JRCシステムサービス株式会社 関東支店			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>防災行政無線は、緊急情報を市民等へ確実に伝達するための設備であり、障害が発生した場合でも迅速な復旧が求められる。</p> <p>本業者は、館山市防災行政無線の施工業者であり、施工以来、保守点検業務も委託しており、本事業について最も熟知しており、機器の調整や補修に必要な部品の調達が容易である。また、無線機器内部の信号発信方法が各社で異なるため、他の業者が修繕を行うことが困難であり、万一障害が発生した場合責任の所在が不明確となるため。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課
中央公民館

契約内容	契約件名	菜の花ホールエレベーター 主ロープ改修工事	
	業務概要	菜の花ホールエレベーター定期点検の結果、主ロープの劣化により、そのまま放置すると故障の原因となることが判明したため、最新の部品に交換する。	
	契約金額	金371,800円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年10月4日	
	契約期間	令和3年10月4日 ~ 令和4年1月31日	
	契約の相手	千葉県柏市柏四丁目8番1号 株式会社日立ビルシステム 関東支社	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			

随意契約理由

本業者は当エレベーター設備の定期点検を実施しており、その設備を熟知している。また故障時の迅速な対応やサポート体制も整っている。当エレベーター設備は(株)日立ビルシステム製であり本業務に必要な部品を最適かつ迅速に調達、交換できる業者であるため。

様式3

随意契約理由書

担当課
環境センター

契約内容	契約件名	清掃センター定期点検補修工事			
	業務概要	清掃センター各設備の定期点検及び補修 (燃焼設備・燃焼ガス冷却設備・排ガス処理設備・通風設備等)			
	契約金額	金98,120,000円(消費税及び地方消費税を含む)			
	契約締結日	令和3年10月11日			
	契約期間	令和3年10月11日 ~ 令和4年3月25日			
	契約の相手	品川区南大井6-26-3 日立造船(株)東京本社			
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>清掃センターのゴミ焼却処理の安定を図るため、毎年、定期点検補修工事を実施しているが、今年度からは同施設の基幹的設備改良工事を並行して実施することとなっている。</p> <p>両工事とも、市民生活に直結しているゴミ処理施設の休止を伴う工事であり、また狭小な施設内での作業となるため、両工事間での綿密な調整は必須であり、その調整には時間を要することになる。</p> <p>そこで、基幹的設備改良工事を受注した日立造船株式会社東京本社が本工事を併せて実施することにより、両工事間での調整に要する時間が不要となり、市民生活への影響を最小限に抑えることが可能となるため、随意契約を締結するものである。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（普通河川長田川 倒木等撤去工事）			
	業務概要	倒木等撤去工事 一式 ・倒木等伐採・撤去及び運搬・処分 一式			
	契約金額	金1,194,600円(消費税及び地方消費税の額を含む)			
	契約締結日	令和3年10月1日			
	契約期間	令和3年10月1日 ~ 令和3年10月29日			
	契約の相手	館山市大井697番地 (有)和田造園			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき			
	3号「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>令和3年10月1日の大雨により、普通河川長田川に竹木等の倒木が発生した。倒木に伴い、河道が狭隘し流れを阻害しており、大変危険な状態となっている。隣接する法定外道路及び民地への更なる被害を防ぐため、撤去工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(有)和田造園は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(有)和田造園と随意契約を締結するものである。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課
農水産課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（西長田地内 農業用水路流末補修工事）			
	業務概要	災害復旧工事 ・農業用水路流末補修工事 一式			
	契約金額	金400,400円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年8月12日			
	契約期間	令和3年8月12日 ~ 令和3年12月20日			
	契約の相手	館山市正木828番地の4 睦建設株式会社			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					

随意契約理由

令和3年7月3日の大雨により、農業用水路の流末が崩壊し、この農業用水路を利用している農業者の営農に支障が生じている。早急に現状復旧し営農活動が再開できるようにするため、随意契約により緊急応急工事を行うものとする。

本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会員の睦建設(株)と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（市道276号線 土砂撤去工事）その4			
	業務概要	土砂撤去工事 一式 ・土砂撤去及び側溝復旧 一式			
	契約金額	金1,535,600円(消費税及び地方消費税の額を含む)			
	契約締結日	令和3年8月17日			
	契約期間	令和3年8月17日 ~ 令和3年9月30日			
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社 鈴木建材興業			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>令和3年8月17日の大雨により、市道276号線の法面の土砂が流出し、市道側溝が埋まってしまった。現状は令和元年台風以降に度重なる土砂流出が発生しており、200m程の市道側溝が堆積し、大雨の度に冠水、市道下の法面を浸食している状態となり、更なる被害を防ぐため、早急に撤去工事を行う必要が生じた。また、当該市道と接している普通河川茂名川の土羽護岸が崩落し、隣接する民地が大変危険な状況となっている。更なる被害を防止するため、機能回復を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(有)鈴木建材興業は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(有)鈴木建材興業と随意契約を締結するものである。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課
環境センター

契約内容	契約件名	館山市清掃センター 1号炉耐火物等緊急修繕工事			
	業務概要	焼却炉内の耐火物および燃焼火格子のサイド金物の修繕			
	契約金額	金4,950,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年12月1日			
	契約期間	令和3年12月1日 ~ 令和4年1月20日			
	契約の相手	品川区南大井6-26-3 日立造船(株)東京本社			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					

随意契約理由

清掃センター1号炉の耐火物が崩落し、一般ごみを焼却することが出来なくなった。早急に修繕を行わないとごみの搬入を停止することになり市民生活に多大な影響を及ぼすことになるため、現在、本施設の基幹的設備改良工事を請負い詳細を把握し、直ちに修理を手配することが出来る本業者と随意契約する。

様式3

随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（普通河川笠沼川 倒木等撤去工事）		
	業務概要	倒木等撤去工事 一式 ・倒木等伐採・撤去及び運搬 一式		
	契約金額	金898,700円(消費税及び地方消費税の額を含む)		
	契約締結日	令和3年10月1日		
	契約期間	令和3年10月1日 ~ 令和3年12月6日		
	契約の相手	館山市大井697番地 有限会社 和田造園		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契 工事又は製造の請負 130万円以下 財産の買入れ 80万円以下 物件の借入 40万円以下	財産の売払い 30万円以下 物件の貸付け 30万円以下 その他のもの 50万円以下		
	2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	4号「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
	9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由				
<p>令和3年10月1日の大雨により、普通河川笠沼川に竹木等の倒木が発生した。倒木に伴い、河道が狭隘し流れを阻害しており、大変危険な状態となっている。隣接する法定外道路及び民地への更なる被害を防ぐため、撤去工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(有)和田造園は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(有)和田造園と随意契約を締結するものである。</p>				

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	市道4051号線 道路陥没補修工事(その2)	
	業務概要	道路陥没補修工事 ・土工 ・コンクリート(18-8-20) ・舗装版切断(As舗装) ・舗装版破碎 ・路盤(再生クラッシャーランRC-40) ・表層(再生密粒度A s 13mm t = 50mm)	一式 一式 一式 一式 一式 一式
	契約金額	金325,600円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和3年12月10日	
	契約期間	令和3年12月10日 ~ 令和3年12月17日	
	契約の相手	館山市新宿55番地13 (有)鈴木建材興業	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契 工事又は製造の請負 130万円以下 財産の買入れ 80万円以下 物件の借入 40万円以下	財産の売払い 30万円以下 物件の貸付け 30万円以下 その他のもの 50万円以下	
	2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	3号「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
令和3年12月10日に当該工事箇所において道路陥没が発見された。アスファルト舗装の路面下に大きな空洞が確認され、車両や歩行者の通行が大変危険な状況となっている。当該市道は利用する通行車両が多く、直ちに機能回復を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、館山市建設協力会に依頼をしたところ協力会会員である(有)鈴木建材興業が適任であると選任されたことから随意契約により工事を行うものとする。			

様式3

随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（市道3016号線 飛砂撤去工事）	
	業務概要	飛砂撤去工事 一式 ・飛砂撤去及び運搬 一式	
	契約金額	金388,300円(消費税及び地方消費税の額を含む)	
	契約締結日	令和3年11月11日	
	契約期間	令和3年11月11日 ~ 令和3年11月30日	
	契約の相手	千葉県館山市新宿55番地13 有限会社 鈴木建材興業	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>令和3年11月11日の強風により、海岸からの飛砂が市道3016号線上へ堆積し、車両の通行に支障が生じている。交通事故等の被害を防ぐため、早急に撤去工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(有)鈴木建材興業は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(有)鈴木建材興業と随意契約を締結するものである。</p>			

様式3

随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事(倒木等ストックヤード 分別搬出工事)	
	業務概要	分別搬出工事 一式 ・倒木等分別及び運搬・処分 一式	
	契約金額	金979,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)	
	契約締結日	令和3年11月26日	
	契約期間	令和3年11月26日 ~ 令和3年12月10日	
	契約の相手	館山市長須賀155番地 新和緑地建設 有限会社	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>令和元年9月8日からの台風15号の暴風により、市内各所で発生した倒木をストックヤードに搬入しており、ヤードは大量の倒木により更なる受入れが困難な状態である。また、令和3年7月3日、10月1日の大雨による倒木等の緊急搬入により、このままでは災害復旧工事や安全な市民生活に支障をきたすため、早期に分別搬出工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ撤去処分工事を依頼したところ、協力会会員の新和緑地建設(有)は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の新和緑地建設(有)と随意契約を締結するものである。</p>			